

## 練馬区地球温暖化対策地域協議会YouTubeアカウント運用ポリシー

制定 平成29年8月1日29練環ま総第1025号事務局長決定

### (目的)

**第1条** このポリシーは、練馬区地球温暖化対策地域協議会ソーシャルメディアの活用に係るガイドライン（平成29年8月1日事務局長決定。以下「ガイドライン」という。）第6条第1項の規定に基づき、練馬区地球温暖化対策地域協議会がYouTubeを区民等へ情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube 米国YouTube社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) アカウント YouTubeを設置・運用するために取得した権利をいう。

### (遵守事項)

**第3条** YouTubeの運用にあたっては、「ガイドライン」を遵守すること。

### (運用主体)

**第4条** YouTubeの運用主体は、練馬区地球温暖化対策地域協議会とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

### (アカウントの登録)

**第5条** YouTubeのアカウント名、登録メールアドレス等のアカウント登録内容については、つぎの各号に掲げるとおりとし、アカウント登録者が定めることとする。

- (1) アカウント名 nerima nerieco
- (2) ユーザー名 nerieco nerima
- (3) 登録メールアドレス nerieco.com@gmail.com
- (4) その他登録上、必要な事項が発生した場合

### (発信する内容)

**第6条** YouTubeは、つぎの各号に掲げる情報を発信する。

- (1) イベント情報や事業の取組状況等、広く区民等に周知すべき情報
- (2) その他、アカウント登録者が適切と認める情報

2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、速やかにお詫びするとともに、訂正した内容を改めて発信する。

### (制限事項)

**第7条** YouTubeを運用する場合は、つぎの各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 投稿者の投稿をフォローすること。ただし、練馬区地球温暖化対策地域協議会に有益な投稿であって、フォローすることにより区民等への情報提供に効果的であるとアカウント登録者が認めた場合は、この限りでない。

(2) 投稿者に対し、リプライすること。ただし、アカウント登録者が業務上必要であると認めた場合は、この限りでない。

(3) 外部機関等との連絡手段（事業内容の確認等）として使用すること。

#### （なりすまし等の防止）

**第8条** 第三者によるなりすまし等を防止するため、つぎの各号に掲げる対策を実施しなければならない。

(1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会ホームページにおいて、公式アカウント一覧を明記すること。

(2) なりすまし等を発見した場合は、速やかに練馬区地球温暖化対策地域協議会ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うこと。

#### （アカウント名等の停止または削除）

**第9条** YouTubeのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、YouTubeを継続して運用することが困難となった場合は、練馬区地球温暖化対策地域協議会ホームページにおいてその理由を明記し、アカウント名およびユーザー名を停止または削除することができる。

#### （投稿の削除）

**第10条** 他のユーザーによるつぎの各号に掲げる内容が投稿された場合、練馬区地球温暖化対策地域協議会は、これらの投稿を予告なく削除することとする。

(1) 法令等に違反する内容または違反する恐れがある内容

(2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権その他の練馬区地球温暖化対策地域協議会または第三者の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

(6) 人権、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの

(7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容

(8) 虚偽や事実と異なる内容および単なるうわさやうわさを助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示または漏えいする等プライバシーを侵害するもの

(10) 有害なプログラム等

(11) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(12) その他練馬区地球温暖化対策地域協議会が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

#### （その他）

**第11条** このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

#### 付 則

このポリシーは、平成29年8月1日から施行する。